

いじめ防止基本方針

佐野市立南中学校
令和6年4月改正

本校では、全教職員が、以下のことについて心がけ取り組みます。

- 1 「いじめはどの子どもにも、どの学校にもおいても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守ります。
- 2 「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係諸機関とも連携を図りながら、いじめが疑われる事態を把握した際には早期の解決に向け組織的に対応します。
- 3 重大事態が発生した場合は、佐野市教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、佐野警察署等の関係諸機関に通報し、援助を求めます。

1 組織的な対応に向けて

- 「いじめ対策委員会」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際は早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修や共通理解を図る場を設定し、具体的な対応力の向上を図ります。
- 本校のいじめ防止等の取り組みについて、「PDCA」（計画・実行・評価・改善）のサイクルで検証し、適宜、見直しをしていきます。

2 いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して、「いじめを起こさない」「いじめは絶対に許さない」「いじめはいじめられる側が悪い」ことを認識させ、いじめに向かわせないための取組を実践していきます。
- いじめに発展する可能性がある日常のトラブルを未然に防ぐとともに、その解決が図れるよう計画的な指導を実践します。
- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」の取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- 生徒の現状把握に努めながら、情報化社会におけるルールやマナー等について、保護者と連携して適切な指導を行います。インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導し、生徒や保護者に対する啓発活動を実施します。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめや人間関係のトラブル等での悩みを生徒が相談しやすいよう、日頃から生徒との信頼関係を深めるように努めます。毎日の「鑑ノート」の様子や月一回の「生活アンケート」、さらには定期相談を実施し、いじめの情報や実態把握に努め、早期発見に努めます。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が認識し、情報交換を密にしながら早期発見に努めます。
- いじめの疑いがあることを認識した場合は、決して一部の教員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 地域や保護者、関係諸機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめの早期解決に向けて

- いじめが確認された場合、いじめられている生徒の精神的苦痛を共感的に理解し、不安等を取り除くとともに、徹底的に守り通します。
- いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- 「いじめ対策委員会」を中心に対応し、正確な事実の把握に努めます。
- いじめは、人権にかかわる重大な問題であり、毅然とした態度で指導に当たります。
- たとえその場でその行為をやめさせたとしても安易に解決したと思わず、学校組織として組織的且つ継続的に注視しながら対応します。
- いじめを行っている生徒については、背景を十分に理解した上で、行動の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度と同じことがないように、学校組織として指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- 加害・被害の子どもだけでなく、周りの子どもに対しても適切な指導を行うことにより、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。